



報 告 書

平成28年度総務消防常任委員会管外行政調査及び研修を平成28年5月10日(火)から12日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

平成28年5月26日

名取市議会 議長 郷内 良治 様

総務消防常任委員会

委員長 長南 良彦



記

- 1 期 日 平成28年5月10日(火)～12日(木)
- 2 視 察 先 (1)広島県三原市
(2)愛媛県松山市
(3)香川県丸亀市
- 3 参 加 者 (1)委 員 委員長 長南 良彦 副委員長 菅原 和子
委 員 吉田 良 委 員 佐藤 正博
委 員 小野寺美穂 委 員 山田龍太郎
委 員 郷内 良治
(2)執行部 男女共同・市民参画推進室 綱川 宏一
室 長 補 佐
(3)事務局 主 事 高野 未桜
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり

平成28年度 総務消防常任委員会管外行政調査及び研修行程表

	行程	宿泊	視察自治体	調査事項
5月10日 (火)	<p>【集合 午前7時15分 仙台空港2階 ANAカウンター前】</p> <p>ANA3137便 →⇒ 仙台空港 8:05 リムジンバス →⇒ 三原 10:58 三原 →⇒ 松山 15:33 三原 →⇒ 松山 18:27</p> <p>三原市議会視察 13:00～15:00 しらかみライナー →⇒ 今治 17:45 しおかぜ17号 →⇒ 松山 18:27</p>	<p>ターミナルホテル松山 〒790-0066 松山市宮田町9-1 (電話：089-947-5388)</p>	<p>広島県三原市 人口 97,696 人 (H28.2.29) 面積 471.54 km² 議員定数 28 人 市制施行 平成17年3月22日 住所 三原市港町3-5-1 電話 0848-67-6137</p>	<p>調査事項 市民協働のまちづくり指針について</p>
5月11日 (水)	<p>タクシー 9:40 丸亀 17:29 しおかぜ24号 →⇒ 丸亀 17:29</p> <p>松山市議会視察 10:00～12:00</p> <p>街並み視察 松山 15:28 (星食)</p>	<p>丸亀プラザホテル 〒763-0024 丸亀市塩飽町50-3 (電話：0877-23-1391)</p>	<p>愛媛県松山市 人口 515,564 人 (H28.3.1) 面積 429.37 km² 議員定数 43 人 市制施行 明治22年12月15日 住所 松山市二番町4-7-2 電話 089-948-6652</p>	<p>若者の投票率向上について</p>
5月12日 (木)	<p>徒歩 9:40 丸亀 13:28 しおかぜ16号 →⇒ 岡山 14:28 のぞみ132号 →⇒ 新大阪 15:35 14:10 14:28 伊丹空港 16:00 17:05 仙台空港 18:20 JAL2211便 →⇒ 仙台空港 18:20</p> <p>丸亀市議会視察 10:00～12:00</p> <p>徒歩 丸亀 13:28 (星食) リムジンバス →⇒ 伊丹空港 16:00 17:05</p>	<p>香川県丸亀市 人口 110,059 人 (H28.3.1) 面積 111.78 km² 議員定数 27 人 市制施行 平成17年3月22日 住所 丸亀市大手町2-3-1 電話 0877-24-8828</p>	<p>川西地区における地域住民・ 企業人・大学人が協働した防 災まちづくり活動について</p>	<p>男女共同・市民参画推進室 室長 補佐 網川 宏一 議事事務局 主事 高野 未桜 宮城県名取市議会事務局 TEL:022-384-2109 (直通)、FAX:022-384-9670 E-mail:gikai@city.natori.miyagi.jp</p>
議員等連絡先	<p>執行部随行動行 399-9902 事務局随行動行 386-6062 382-2428 384-7089</p>			

総務消防常任委員会
委員長 長南良彦

① 広島県三原市

平成 17 年 3 月 1 市 3 町合併による新市誕生に伴い、長期総合計画基本構想に「住民協働都市構想」を掲げ、基本計画で「三原市市民協働のまちづくり指針」と「三原市住民組織活性化構想」を平成 20 年 3 月に策定した。

三原市が考える「市民協働のまちづくり」のポイントは、市民協働では対話が命! 市民協働で事業するには互いの信頼関係が重要であることから、市民と行政との「対話」を基本としています。

また市民協働のまちづくりの三本柱は ・市政、まちづくりへの市民の参加や参画 ・市民活動や地域活動の活性化 ・協働事業の拡大であります。

市民協働のまちづくりにより市民側、行政側双方に期待できるメリット。

○市民のメリット ・ニーズに合った公共サービスの享受 ・生きがいつくり、自己実現の機会創出 ・市民主体の新しい社会の形成

○市民活動団体等のメリット ・市民活動、地域活動の活性化 ・市民活動、地域活動の社会的認知 ・行政との協働を通じた組織のレベルアップ

○行政のメリット ・多様な行政サービスの提供 ・職員の意識改革、資質向上 ・行財政運営の改善

市民協働のまちづくりの具体的な事業と実績(平成 26 年度)については ①住民組織協力費(市の回覧文書等の依頼事務報償費)19,579 千 ②町内会等文書配布業務(三原郵便局が受託)12,297 件 ③市民提案型協働事業費負担金(上限 300 千)5 団体 5 事業 1,375 千 ④住民組織活動支援費補助 87 組織へ 18,674 千 ⑤市民活動団体育成費補助 4 団体 4 事業へ 155 千 ⑥地域集会所整備費補助 改築、増築、修繕、購入等 14,661 千などであった。

若年層の流出や自治会活動への無関心、自治会の加入率の低下、会員の高齢化による役員の担い手不足等課題も聞かれたが、様々な仕組み、体制、環境づくりに取り組み協働でまちづくりを進める姿勢は本市においても大いに参考にしたい。

② 愛媛県松山市

若者の投票率向上に向けた松山市選挙管理委員会の取り組みを視察した。

他の市町村と同様に、若年層の投票率が低下の一途をたどり、総花的で執行年月日や選挙名をアピールする選挙啓発手法に限界を感じていた。

そこで「人はなぜ投票する?」投票行動について調査し、若年層の特に投票率の

低い 20 代前半をターゲットとするピンポイント戦術に切り替えた。

効率的な選挙啓発がないか模索し見出した方法は、若者が集積する場所に投票所を設けること。それが全国初となる大学内期日前投票所設置であった。しかも設置のみならず、投票の利便性を高めるべく大学の講義の最終時間に合わせ投票時間の延長、隣接する新たな大学への新設。また投票所の設置場所を学生食堂の側へ移したり、テーブルに手作りのテーブルポップを置きその中に選挙公報を立てて「選挙カフェ」の取り組みを始めた。りどんどん良いものへと進化させていった。

選挙管理委員会とともに選挙CMの撮影、期日前投票所づくりや啓発活動の企画立案を行う学生支援スタッフを「選挙コンシェルジュ」と呼び、現在高校生を含む認定者数は 33 人。また選挙管理委員会や選挙コンシェルジュとともに投票率向上への取り組みに賛同し、組織内外への投票呼びかけを行ってもらうサークル等の団体を「選挙クルー」として認定し、現在 11 団体 300 人を超える。更に主権者教育にも積極的に取り組んでおり、独自の資料とプログラムを作成して平成 27 年度に開催したイベントは 40 回、小中高大学を合わせた参加者は 10,000 人を超える。

これらの活動の結果として、参院選、市議選と連続して若者の投票率が向上したものと考えられますが、視察を通じ行政の方の熱意（本気で若者を見ている）こそが大学や若者を動かし、更には直接関係性を持たない市内の若者全体にも波及したものと強く感じた。本市でもこの様な熱意と積極性を大いに参考にして投票率アップに向けた早急な取り組みを求めたい。

③ 香川県丸亀市

県内ではこれまで自然災害は 30 年間、地震災害は昭和 21 年の昭和南海地震以来 60 年間経験していなかったが、平成 16 年の度重なる台風で土砂災害や高潮、河川氾濫によって死者 19 名という甚大な被害が発生した。

川西地区は丸亀平野のほぼ中心で、県内唯一の一級河川である土器川の左岸に位置した人口約 7000 人の地区で、自分たちの命を地域で守るため日頃から本格的な自主防災活動に取り組んできた地区である。しかし地区住民だけの力では限界があり企業人たちに協力を求め、大学の持つ防災に関するノウハウや技術を結集した防災まちづくり活動に取り組むこととなった。

地域と企業（団体）の Win・Win の関係構築に取り組み、地域側からは営業情報の提供、防災用機材の貸し出し、社内研修に講師派遣等。一方企業側は 25 社と連携し一次避難所や備蓄倉庫として社屋の提供、平日昼間時間帯の掛けつけによる学校、幼稚園、保育所等の安全確保、特殊車両の貸し出し等、双方の弱い面や不得手なところをカバーする形で良好な関係を築いている。

これまでの主な取り組みとしては、①「防災マップの作成」地区内の危険な小河川、ため池、崩落斜面、避難所、医療機関、土嚢ステーション等を記載。

この防災マップは地区内にある小学校の防災教育にも活用されている。

②「防災の手引きの作成」○避難場所 {小中学校・企業等 11 ヶ所、1630 名が収容可能で一部に要援護者用優先スペース確保} ○避難にあたっての行動基準 ○避難場所の行動基準 {助け合う・いたわり合う・かづけ合う。年寄り、幼児妊産婦、障がい者は優先スペース使用} ○要援護者への取り組み {44 自治会を 5 地区の避難場所に指定し地区ごとに民生委員等の世話人が指名されている} ○防災備品 {川西コミュニティーセンターで備蓄する品名、個数を記載 24 時間いつでも対応可能} ○災害用支援車両の配備 {軽トラ 23 台・2tトラック 3 台・ワゴン車 2 台配備、地区内の人はずべて無料} ○備蓄状況○土嚢ステーション {5 ヶ所に 650 袋保有} ○自主防災会 (組織と任務) ○ふれあい防災ネットワーク {防災用無線機 33 台配備し平常時は防犯パトロール用、緊急時は各自治会長へ一斉連絡、安否確認、緊急情報伝達等に使用する。

また携帯電話による避難情報配信サービスの登録も行っており県内登録者の 2.5% (455 人) が川西地区の住民である。

防災祭りの開催や深夜の避難訓練も毎年実施し、いつ発生するかわからない自然災害に対して地域が一体となり、常に万全な準備に取り組んでいる。

取り組みを始めて 20 年が経過する中で国や県からも高い評価を受けこれまで防災まちづくり大賞総務大臣賞、防災功労者内閣総理大臣賞、香川県 21 世紀大賞など数々の大賞を受賞している。

最後に 2011.3 月の東日本大震災発生時には 4 月、5 月、8 月と 3 回にわたり石巻市や気仙沼市、気仙町にいち早く駆けつけていただき被災者への炊き出しやがれき撤去作業のご支援をいただきましたこと心から御礼申し上げます。

総務消防常任委員会管外行政視察報告書

視察場所 広島県三原市

視察日時 平成28年5月10日(火) 13:30~15:00

視察項目 市民協働のまちづくり指針について

報告者 小野寺美穂・吉田 良

1 「三原市市民協働のまちづくり指針」策定に至る経緯

平成17年3月、三原市、本郷町、久井町および大和町の1市3町が合併したことによって新三原市が誕生し、12月に合併後のまちづくりの基本となる「長期総合計画基本構想」(以下「基本構想」)が議決された。「基本構想」は、主導的な構想の1番目に「住民協働都市構想」を掲げ、「住民と行政との協働によるまちづくりが重要」と記述されている。さらに「住民や企業等との連携を深め、全市的に協働を推進するための環境づくりを示すため、『三原市市民協働のまちづくり指針(仮称)』を策定すること」が掲げられた。

「三原市市民協働のまちづくり指針」(以下「指針」)は、市民と行政の協働を進めるための共通のガイドラインを設けることを目的とするものである。公募委員3名を含む15名で構成される市民組織「三原市市民協働のまちづくり指針策定懇話会」と、副市長および関係部局長の16名で構成される庁内検討組織「三原市市民協働のまちづくり推進検討委員会」が検討を行い、平成20年3月、最終案を懇話会から市長に提言して「指針」は策定された。策定に至る過程で、懇話会の公開、アンケート調査、ワークショップやシンポジウムの開催、パブリックコメントの先行的実施などが行われた。

また、これまでの歴史や現状と課題、今後求められる機能や役割などをふまえた上での住民組織のあり方や、行政からの助成や委託のあり方を含めた住民組織と行政の関係を明らかにするため、平成20年3月に「三原市住民組織活性化構想」(以下「活性化構想」)が策定された。「活性化構想」は、三原市が進める市民協働のまちづくりに向けて、住民組織を取り巻く新たな課題に対する対応についての方向性を示している。

2 具体的な内容

「指針」は、市民と行政が信頼関係に基づき、地域力で地域の課題を解決し魅力を創造していくための道しるべとして位置づけられる。「指針」策定の目的は、①市民協働のまちづ

くりの必要性を明らかにすること、②市民協働の基本的な考え方を明らかにすること、③協働の担い手に期待される役割を明らかにすること、④市民協働の推進に関する現状と課題を明らかにし推進方策の方向性を示すことである。

三原市ではこれまでも、各種団体の参加や市民活動団体の協力など様々な形で市民の参加が行われており、市民協働のまちづくりは、これまで培われてきた市民の市政への参加・参画、市民活動や地域活動、まちづくり活動の延長線上にある取り組みとして位置づけられる。市民（個人）、市民活動団体、住民自治組織、各種団体、企業、行政など、三原市を構成する多様な主体が、まちづくりの主役・当事者として地域課題の解決や魅力の創造のために、市民協働のまちづくりの柱として、①三原市の市政・まちづくりに積極的に参加・参画すること、②組織・団体を育成し、市民活動・地域活動を活発化すること、③市民と行政、あるいは市民相互の協働（協働事業）を拡充することを目指す。なお、市民協働のまちづくりを進めるにあたっては、市民と行政の対話を基本とした取り組みとなるよう努める。

市民協働のまちづくりを進める背景として、①1市3町の合併により生まれた新三原市の魅力の創造、②市民のライフスタイルや価値観の変化にともなう市民ニーズの多様化、③市民自らがまちづくりの主体として関わる参加意識の高まり、④地方分権の進展への対応、⑤行政から市民に対し一方向的にサービスを提供するまちづくりを改めた、新しい行財政運営の必要性などが挙げられる。これらの背景のもと、①市民と行政の協働、あるいは市民相互の協働による「新しい公共」の拡充、②自分たちでできることは責任を持って行っただけで、できないことをお互いに補完し合う補完性の原則（自助・共助・公助）の再認識といった、市民と行政の役割分担の見直しが必要であると捉えられている。

様々な協働の担い手にはそれぞれ特性や得意分野があり、役割を分担することが必要である。①市民（個人）は情報の収集、地域活動への参加、市民活動・社会貢献活動への参加、②市民活動団体は専門的知識や情報の活用、活動の場の提供、活動の強化拡大、公共サービスの提供、③住民自治組織は地域の中の組織づくり、住民同士の交流、地域の課題解決、④各種団体はまちづくりへの参加、市民活動・地域活動への支援、⑤企業はまちづくりへの参加、社会貢献活動のための環境づくり、市民活動・地域活動への支援、⑥行政は情報の提供・共有、対話の拡充、環境の整備、参加機会の提供、協働の啓発・人材の育成、職員の意識改革、推進体制の整備などが、役割として挙げられる。担い手がそれぞれの特性を発揮して役割を果たすことにより、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細かなサービスを提供することが可能となる。

市民協働のまちづくりを進めるためには、協働の担い手の間で、基本的な考え方について共通認識を持つことが必要である。市民協働の基本原則として、①対話、②対等、③自主・自立、④相互理解、⑤目的・プロセス共有、⑥相互変容、⑦公開、⑧評価の原則を尊重する。これらの原則に基づき、行政主導・双方同党・市民主導の3つの領域において市民と行政が協働を進める。ただしこの領域は、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニー

ズに合わせて柔軟に考えることが大切である。協働の形態として、①情報提供・情報交換、②政策提言・企画立案への参画、③共催、④実行委員会等、⑤事業協力、⑥事業委託、⑦補助・助成、⑧後援などが考えられる。個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択することが必要である。

市民協働のまちづくりを実現するために、①情報を共有できる仕組みづくり、②市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくり、③市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり、④市民活動、地域活動がしやすい環境づくり、⑤協働を評価し推進する仕組みづくりという5つの課題を設定し、それぞれの推進方策の方向性に沿った取り組みを行う。

3 策定による効果

「指針」に基づき、市民協働を着実に進めるため、「指針」に示した推進方策の柱に従い、具体的な施策を盛り込んだ「三原市市民協働のまちづくり推進計画」(以下「推進計画」)が、平成20年度に策定された。また、「指針」が掲げる5つの推進方策を具体化した取り組みとして、①情報を共有できる仕組みづくりとしては、市民協働ホームページの立ち上げ、ケーブルテレビの活用、②市民意識の醸成・職員意識の改革と担い手・推進体制づくりとしては、協働フォーラム、協働推進員の配置、③市民がまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくりとしては、市民提案事業制度の導入、パブリックコメントの充実、④市民活動、地域活動がしやすい環境づくりとしては、住民組織活動補助金の制定、市民活動団体育成事業の創設、⑤協働を評価し推進する仕組みづくりとして、適正な協働事業評価・公開の仕組みづくり、市事業の協働可能性の検討などが行われた。

「推進計画」の運用により、市民や行政職員の市民協働に対する意識の向上とともに、企画段階から協働事業の取り組み進んできた一方、市民活動や地域活動に対する関心が高くない人への意識啓発が十分ではないことや、協働のあり方に対する課題が生じた。6年計画の中間見直し時期であった平成23年度に「推進計画」を見直し、24年3月に一部を改定した。その後、「三原市長期総合計画」が目指す都市像を実現するため、平成28年3月、市民一人ひとりが市政やまちづくりについて考え、主体的に行動できる参画と協働のまちづくりを計画的に実施することを目指す「第2期三原市市民協働のまちづくり推進計画」が策定された。

市民協働のまちづくりを支援するため、平成20年度に「三原市市民協働推進委員会」、平成22年度に「三原市市民協働推進本部」が設置された。「三原市市民協働推進委員会」は市民の代表15名から構成され、「推進計画」の策定、協働事業の評価・公表、ガイドラインの作成などを行う。「三原市市民協働推進本部」(以下「推進本部」)は市長を本部長とする14名の市職員から構成され、市民協働のまちづくりに関する施策の総合的な連絡調整、

施策の推進、検証および見直しに関することなどを行う。「推進本部」には、市民活動団体等からの市民協働の提案・相談に対し円滑に対応するため、協働事業推進の中心的な役割を担う「協働推進員」が配置されている。「協働推進員」には関係課の主任以上が当てられ、①市民協働の提案や相談への対応、②協働事業の調査、③各課間の調整、④市民協働関連研修の受講および研修内容の課内への周知・啓発などを行う。

4 市民協働のまちづくり関係事業

三原市は現在、市民協働のまちづくりの一環として多数の事業を行っている。

① 住民組織協力費

市から住民組織へ依頼する回覧板文書等の依頼事務に対する報償費である。合併前の1市3町の4地域に分け、地域別額と均等割額を合わせた基準額を報償費として支給する。地域別額は4地域で差があり統一できていない。平成26年度の実績はおよそ2,000万円である。

② 町内会等文書配布業務

「三原市住民組織協力費交付要綱」に基づき、住民組織に依頼する回覧その他配布文書の配布に関する業務を委託する。具体的には毎月1日と15日に2回、市から町内会長宅へと届けられる。平成26年度は入札により三原郵便局が受託し、実績は12,297件である。

③ 市民提案型協働事業費負担金

市民活動団体や住民組織の新しい発想や柔軟性、専門性等を十分に活かした事業提案を募集し、提案団体と市が対等な立場で協働して取り組み、地域課題の解決や魅力あるまちづくりなどを推進することを目的として、平成23年度に始められた。提案できる団体は、構成員の人数や事務所の所在地など要件を満たさなければならない。補助対象事業は市が指定するテーマ（3年に1度見直しされる）に基づき、①公益性があり地域や社会の課題解決につながること、②協働による相乗効果があること、③予算見積り等が適正で、提案団体が自ら実施することの3点をすべて満たすことが条件とされる。負担金額は1団体につき対象経費の10/10で、限度額は30万円である。平成26年度は5団体5事業へ、合計約138万円が交付された。

④ 市民協働ホームページ「つなどうねっと」運営

「推進計画」の基本施策である情報提供・共有の機会・手段の充実の実現のため、ネットワークの拠点となるポータルサイト「つなごうねっと」を開設し、運営を実施している。

平成26年度のトップページへのアクセス件数は約3万件である。登録団体数は平成27年3月末の時点で85団体であり、26年3月末より7増加した。

⑤ 住民組織活動支援費補助

「三原市住民組織活動補助金交付要綱」に基づき、地域課題の解決、地域活性化等に取り組む住民組織に対して補助金を交付する。具体的には、①伝統行事の継承や清掃活動など、地域活動に関する経費、②研修や講演会、視察など、人材育成に関する経費、③定住促進をはじめとする中山間地域活性化に関する経費が補助の対象となる。平成26年度の実績は、87組織に計約1,900万円であった。

⑥ 市民活動団体育成費補助

協働の担い手である市民活動団体を育成するため、設立初期の市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に対して補助金を交付する。応募できる団体は設立後の活動期間が原則として5年以内とされ、自治会等の住民組織や住民組織で構成される連合組織は対象外である。年度内に完了する社会貢献事業が対象である。補助金額は、事業に直接必要な経費のうち、補助対象経費から会費等の収入を差し引いた額で、1団体につき5万円を上限とし、補助回数は1団体につき2回までとする。平成26年度は4団体4事業へ、合計15万5,000円が交付された。

⑦ 町内放送施設設置費補助

町内会等が、地域内の住民相互の連絡その他の伝達のために公共的放送施設（屋外スピーカーなど）を設置、移設、取替、修繕を行う際、経費に対し1/2または1/3の補助金を交付する（限度額は22万5,000円）。また、町内会が行うFM告知端末の設置にかかる宅内工事費の1/2を補助する。

⑧ ボランティア活動促進事業委託

ボランティア活動を始めたい市民への情報提供、ボランティア養成講座の開設、中高生を対象としたボランティア活動きっかけ講座などを運営する三原市ボランティア・市民活動サポートセンターを、三原市社会福祉協議会に業務委託する。

⑨ コミュニティホーム運営管理

地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会の建設と、その発展を図るため、市内に19のコミュニティホームを設置している。この施設の維持管理については、地元町内会等と管理委託契約を締結し、住民組織の自主性・自立性による運営を行うこととしている。

⑩ 地域集会所整備費補助

地域集会施設が地元に移管されるまでは、地元が維持管理する私集会施設と同様の利用形態でありながら、維持管理費用の負担メンで不均衡が生じていた。平成25年度、地元利用者による施設の有効活用を推進するため、地域集会所を地元へ移管した。それまで123あった施設のうち、88を地元へ移管し、19を市の管理下に据え置き、残りは廃止した。町内会等が行う地域集会所の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。①新築・改築は上限4,000万円、②増築は上限1,500万円、③修繕は上限1,500万円、④購入は上限2,000万円で、いずれも補助率は1/2である。地元移管により、①料金の徴収や冠婚葬祭会場としての利用など利用制限の撤廃、②間取変更をとまなう大規模修繕、③トイレの洋式化・水洗化などが利点として挙げられる。平成26年度の実績は、およそ1,500万円であった。

5 今後の課題

若年層の流出や自治会活動への無関心から、自治会への加入率の低下が進んでいる。また、会員の高齢化により、役員のなり手がいなくなったり、複数の役を兼務していたりなど、実働を担う人材が不足している。これらのことから、基本組織である自治会、町内会の脆弱化が進んでいる。一方、市民活動団体は、活動の推進を中心的に担う人材が不足しており、活動の活発化に向けた人材の養成について行政からの支援を希望する団体も見られる。活動資金も不足しているため、行政等からの補助金に頼らない、コミュニティビジネス等による自主財源の確保や、自立運営に向けた取り組みを進めることが必要である。

6 考察

市民協働のまちづくりとは、本来行政が担うべき役割を民間に頼っているものであるとする見方がある。しかし、人口構造が急速に変化する中での社会基盤の維持が課題とされる現代において、近代以降に行政が担う役割を広げ過ぎたのではないかと省みることも重要ではなかろうか。市民協働のまちづくりは、広がり過ぎた行政の役割を適正化する取り組みであるとも捉えられる。自治会への加入率の低下は、どの自治体にとっても課題であり、名取市も例外ではない。確かに集団に束縛されない個人の生き方は心地よい。しかし、個人が自由気ままに生きられる社会は、相応の負担なしには成立しない。市民協働が行政主体と比べてどれだけコストカットを実現できたのか、その成果を市民に説明することにより、地域活動に参加する意義の理解へとつながるものと思われる。理解を得られるまで時間を要することが予想されるが、市民協働事業の拡充と丁寧な説明を着実に進めることが求められるであろう。

松山市における若者の投票率向上の取り組みについて

名取市議会議員

佐藤正博 山田龍太郎

要約 若者の投票率向上に取り組んでいる愛媛県松山市を視察し、事業実施の経緯、事業の内容、および実施後の状況について説明を受けた。松山市では、平成22年度より大学期日前投票所の企画をし、平成25年7月の参議院選より松山大学にて、全国初となる大学内への期日前投票所を設置し、平成26年2月には選挙クルー・プロジェクトを立ち上げ「投票率の向上」を多くの市民に知らせる工夫をして投票率アップにつなげている。

1. 経緯について

若年層の投票率が低下の一途でした。

そこで選挙啓発の原点に立ち返り見直すことにした。

今までは、執行年月日と選挙名をアピールするだけだったことを、ピンポイント戦術に切り替え若年者、特に投票率の低い二十代前半にターゲットを絞ることにし、選挙コンシェルジュ、選挙クループロジェクトを立ち上げた。

*選挙クループロジェクトとは、投票率向上への取り組みに賛同してくださるサークル等の団体を「選挙クルー」として認定し、組織内外への投票を呼びかけを行ってもらうこと等を通じ、より多くの方に投票していただくことを目指すプロジェクト。

投票率行動について

<ライカーモデル>

$$R = P \times B + D \cdot C$$

$R > 0$ ならば有権者は投票に行く

R・・・有権者の利得 (Rward)

P・・・自分の投票行動が選挙結果に影響を与える確立 (Possibility)

B・・・各選択肢がもたらすと期待される効用の差 (Benefit)

D・・・投票しなければならないという義務感など (Democraticvalue, Duty)

C・・・投票参加にかかる労力や費用 (Cost)

2. 具体的内容

- ・平成22年度大学期日前投票所の企画。
- ・平成23年12月愛媛県が行う松山大学での選挙啓発ワークショップに参加、アンケート集計約75%の学生が「大学内に投票所があれば利用する」と回答。
- ・平成25年7月松山大学にて全国初となる大学内への期日前投票所設置。
- ・平成26年2月選挙コンシェルジュ1期性4人を認定。
平成26年9月選挙コンシェルジュ2期性5人を認定。

[選挙コンシェルジュ活動内容]

- 1) 選挙CMの撮影
 - 2) 投票所レイアウトの検討
 - 3) 大学内での街頭啓発
 - 4) 選挙公報をPRするための「選挙カフェ」設置
 - 5) SNSを活用したカウントダウンイベント「40days challenge」
 - 6) 出前講座「Voters School」実施
- ・愛媛大学内に期日前投票所を開設。
 - ・平成27年3月さまざまな若者への選挙啓発を行うため、協力団体を選挙クルーとして認定。(12団体認定、団体委員310人認定)

[選挙クルーの活動内容]

- 1) 団体内への活動呼びかけ。
- 2) 団体がもつSNSなどで投票呼びかけ。
- 3) ポスター掲示。
- 4) 外部団体との会議で投票呼びかけ。(愛知大学祭実行委員会)

- ・平成27年5月

[選挙クルーと連携した活動]

- 1) 松山東高校で生徒会選挙を利用し、出前講座を行う。
- 2) 聖カタリナ高校での選挙啓発イベント。

- ・平成27年6月

[小学生向け啓発]

選挙クルーと協同でのイベントを行う。

[中学生向け啓発]

生徒会選挙の際に備品貸しだけでなく、出前講座を行う。

[高校生向け啓発]

県選管、高校の先生等と協力し、高校生の啓発イベントを行う。

[大学生向け啓発]

- 1)選挙クルーと協同でシンポジウムを行う。
- 2)松山大学、愛媛大学での出前講座。
- 3)学生祭での模擬投票。

[選挙コンシェルジュ]

選管や選挙クルーが行う啓発イベントの統括、補助を行う。

- ・平成27年12月～平成28年3月

- 1)高校生コンシェルジュの誕生。
チーム制を導入、5チームに分れ啓発企画を行う。
- 2)専門学生のコンシェルジュ誕生。
- 3)松山ビジネスカレッジ2年生3人と松山大学生1人を認定。
- 4)専門学生はコンシェルジュのアートディレクターとして活躍する予定。

3.効果について

- ・平成25年7月参議院選挙で松山大学にて全国初大学内への期日前投票所設置結果
20代前半の投票率+2,72ポイント。
- ・平成26年2月市議会議員選挙にて20代前半の投票率+0,63ポイント。
- ・期日前投票所の設置
支所17カ所、商業施設3カ所、愛媛大学1カ所オンラインで管理。
松山大学他8箇所は、携帯電話で管理。
大学では、一般市民も期日前投票ができる。
- ・早稲田大学マニフェスト研究所が事務局を務める「第九回マニフェスト大賞」の「ネット選挙・コミュニケーション戦略賞」部門優秀賞・審査員特別賞受賞。

4.今後の課題、まとめ

松山市の選挙投票率アップを目指す「選挙クループロジェクト」を視察して若者(20代前半)の投票率はアップしているが、30代以上の投票率は確実に低下している。今後若者だけでなく全年代で投票率がアップするような取り組みが必要と感じた。

名取市では、平成28年1月に行われた市議会議員選挙投票率が42,45%まで低下した。今まで議会では、選挙投票率アップにつながる方法を提言してきているが、予算・人員等の問題で実現出来ていない。投票率アップ出来るよう、今後松山市で学んできたことを含め執行部に提言して行きたい。

地域住民と企業人、大学人が協働した防災まちづくり活動

総務消防常任委員会

報告者 郷内 良治

菅原 和子

【視察先】 香川県丸亀市、川西地区

【視察日時】 平成 28 年 5 月 12 日（木） 10 : 00 ~ 12 : 00

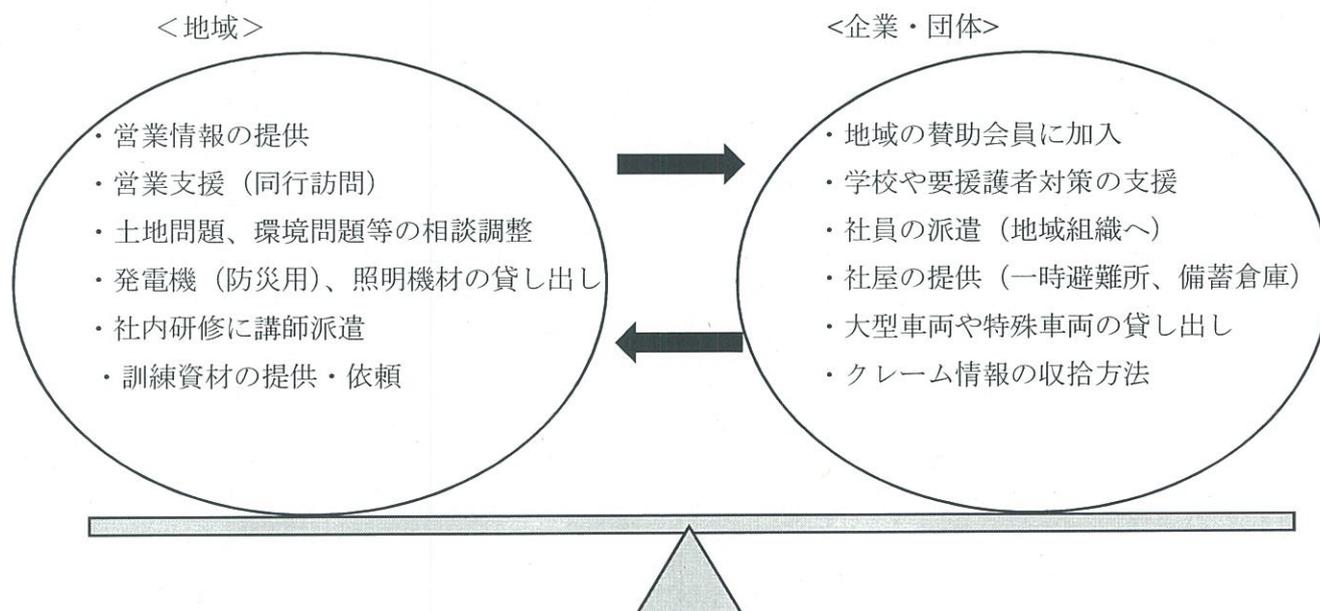
【対応者】 丸亀市コミュニティ協議会連合会

丸亀市連合自治会会長 岩崎 正朔氏

(1) 取り組みに至る経緯

- ① 平成 16 年 ~ 18 年に経済団体、「香川マルチメディアビジネスフォーラム」に参画する企業（約 80 社）の若手社員による勉強会の中で「企業と地域連携」の具体的な取り組みのモデルが川西地区となって「ふれあい防火ネットワーク」の具現化につなげた。
- ② 川西地区における、企業人との出会い（地域との連携）大型 S C の株式会社フジの出店（平成 11 年 7 月）以来、地域行事に積極的参画（健康ウォーク、防災訓練等）これ以降、企業との輪を拡大させた。
- ③ 地元香川大学との連携は、香川マルチメディアビジネスフォーラムを通じて交流が深まり、川西地区の「防災マップ」や「防火の手引き」の作成に携わっていただいた。

地域と企業（団体）による Win Win の相関図



(2) 地域協力と企業の具体的な取り組み

1. 一時避難所並びに滞在型避難所の提供
 - ・一時避難所…5社
 - ・滞在避難所…1社
2. ため池決裂避難ビル提供（1,000人対応）…1社
3. 小学校・幼稚園の保育所災害時救助かけつけ企業
（四川大地震によって多くの児童生徒が犠牲になったことを教訓に学校より500m以内への企業・団体による「かけつけ隊」を発足）
 - ・小学校・幼稚園…9社
 - ・保育所…7社

※毎年1回かけつけ訓練を実施
4. 備蓄倉庫として社屋の提供…2社
5. 要支援者支援活動のバックアップ企業…23社
6. 防災訓練・防災学習を合同で実施している企業（団体）
 - ・防災訓練…6社
 - ・防災学習…3社（外国人にも分かる避難用マップの作成）
7. 給油所機能を強化し、緊急施設等へ燃料等を供給…2社
8. 社員を地域コミュニティ組織活動に参加させている企業…4社

(3) 取り組みの効果

<企業の成果>

- ・夏休み前後含め約2ヵ月間の防犯パトロール（地域による）によって万引きも含め青少年犯罪が減少した
- ・全社員の名刺の中に「地域連携企業」というキーワードを採用、6ヵ月位過ぎてから新しい顧客層が開拓され会社の中に元気が出てきた

<地域の成果>

- ・地域の弱点である「平日昼間帯」をキッチンと守ってもらえることは、小学校・幼稚園・保育園の児童の関係者に安心・安全を植え付けた
- ・同じく要援護者で一番ネックとなっていた「平日昼間帯」のかけつけ体制が整備できた
- ・今後増設していきたい「備蓄ステーション」の設置計画に企業サイドから多くの引き合いがあり、地域の中でバランスのとれた設置が可能となった

(4) 今後の課題

- ① 高齢化が進み、地域活動が弱体化したとき、企業の対応が心配である
- ② 現時点では「巨大南海地震に備えて」という明確な共通テーマ、よって連携が保たれているが、地震発生後（復興期間含め）は新たな共通テーマが必要となるのではないかと危惧している
- ③ 常に「地域力」と「企業力」がバランスとれるような取り組みと、地域役員の積極的な対応が継続的に必要である

(5) 考察

川西地区においては早くから地域防災の重要性に着目し自主防災組織による防災活動を続けてきた。このような中で、子供からお年寄りまで安心して暮らせるための地域コミュニティが果たす役割は大きくなり、コミュニティ活動に寄せられる期待はますます強まっている。

川西地区はこれまで、平成22年3月には防災まちづくり大賞、同年9月には防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞するなど数多くの賞を受賞している。一方で、現役員が高齢化しており、後継者不足が懸念されている。また、町内会加入率が44%と半分を切っている状況も今後の活動に対し懸念されているところである。

今回の視察にて様々な取り組みを学ぶことができたが、本市でも川西地区のように企業との連携を図り、特に昼間人口が減となる時間帯の不測事故に対応する、災害時救助のかけつけ企業、<かけつけ隊>を市内企業に働きかけるべきと感じた。